

## 知多市特定空家等認定基準の概要

### 1 趣旨

知多市特定空家等認定基準は、市において空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等の認定をする際に参考とすべき基準を定めるものです。この基準は【「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)※出典:国土交通省】を参考に作成します。

### 2 特定空家等の定義

「特定空家等」は、空家法で次のように定義されています。

「特定空家等」の定義(空家法第2条第2項)

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

### 3 対象となる空家等

次に掲げる状態の空家等について、特定空家等の認定の基準を定めます。

空家等の状態(空家法第2条第2項)	空家等の区分
① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	保安上危険な空家等
② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	衛生・生活環境上不適切な空家等
③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	
④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	

### 4 認定の方法

特定空家等の認定については、知多市空家等対策協議会の助言を踏まえたうえで、市長が認定を行います。

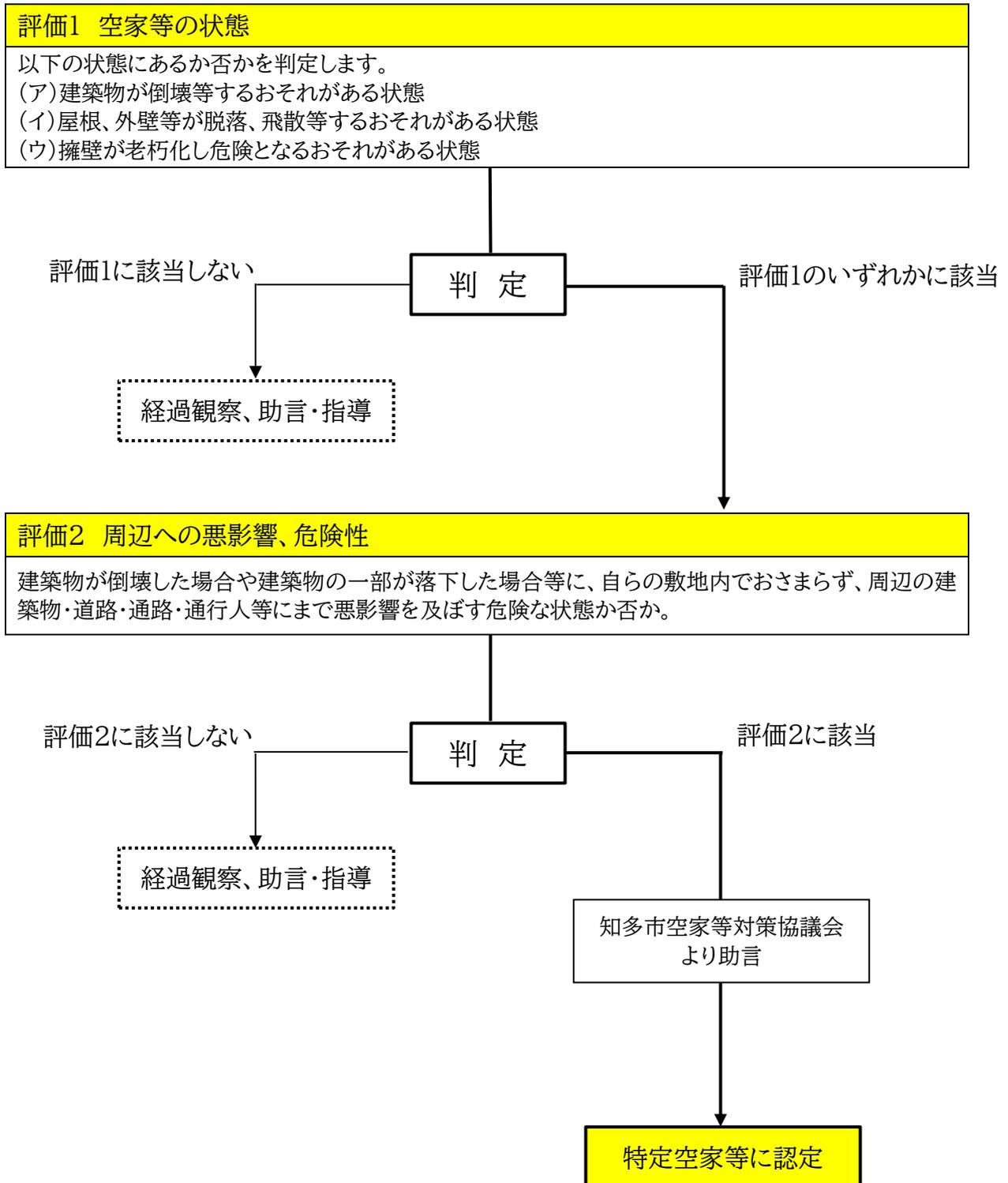
### 5 特定空家等の認定基準

特定空家等の認定については、空家等の区別に空家等の状態(評価1)、周辺への影響(評価2)の2段階の評価を行い、両方に該当する空家等を特定空家等に認定します。

空家等の区分	評価1	評価2
(1) 保安上危険な空家等	空家等の状態	周辺への悪影響、危険性等
(2) 衛生・生活環境上不適切な空家等	空家等の状態	周辺へ及ぼす悪影響の程度

## 6 認定の流れ及び評価基準

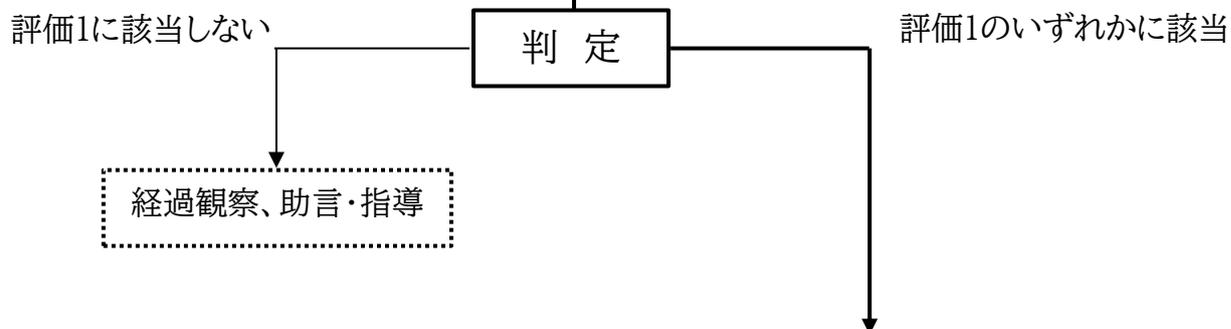
### (1) 保安上危険な空家等



## (2) 衛生・生活環境上不適切な空家等

### 評価1 空家等の状態

以下の状態にあるか否かを判定します。  
①そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態  
②適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態  
③生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



### 評価2 周辺へ及ぼす悪影響の程度

空家等が及ぼす周辺への悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えている状態にあるか否か。

